



出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例をここに公布する。

令和8年 6 月 12 日

海老名市長

内 野



海老名市条例第 20 号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第44条第3項中「免許情報記録個人番号カード（以下この項において」を「免
許情報記録個人番号カード（番号法第18条の5第9項の規定によりみなされた個
人番号カード（番号法第2条第7項の個人番号カードをいう。）に係るものを含む。
以下同じ。）（以下この項においてこれらを）」に改め、同項第5号中「交付年月日
」の次に「（免許情報記録個人番号カードの場合は、免許の年月日）」を加える。

(海老名市印鑑条例の一部改正)

第2条 海老名市印鑑条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難
民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定
在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約
に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第
71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。
）」を加える。

第16条中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは
特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

海老名市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の住所変更の届け出があったため、同条第4項の規定に基づき、告示する。

令和8年6月12日

海老名市長 内 野



記

- 1 委託した徴収又は収納の事務
ふるさと納税寄附金
- 2 指定納付受託者の名称及び変更後の住所または事務所の所在地
株式会社トラストバンク
代表取締役 大井 潤
東京都港区北青山二丁目14番4号
- 3 変更日
令和8年7月21日